

茨城町住宅リフォーム資金助成事業

のお知らせ(再募集)

茨城町では、町内の業者を利用してマイホームのリフォームを行う場合、その資金の一部を助成します。申請方法や添付書類等は都市建設課までお問い合わせください。

1 助成対象者の要件

- (1) 町内在住者であって、リフォームを行おうとする個人住宅を所有し、その住宅に申請時において3年以上住民登録をしていること。事務所・店舗併用住宅は、個人の住居部分のみ。アパート、貸家は除く。
- (2) 申請時において、町税等、その他町に対する債務を滞納していないこと。

2 助成対象リフォーム工事

- (1) 町内に住所を有する業者に依頼して、消費税を含んだ総額が100万円以上の工事。
- (2) 助成対象工事は住宅の外装・内装工事、建具工事、床面積33㎡以下の増築、住宅設備工事等。
- (3) 申し込み後、町より助成認定通知書が送られた後に工事を開始し、翌年1月31日までに終了する工事。

3 申込み期間

平成26年9月1日(月)～9月19日(金)

※補助の対象とならない工事の例は次のとおりです。他の工事についても助成の対象とならない場合がありますので、事前に十分確認してください。

例) 物置や車庫等の別棟工事、家電製品等の備品購入や取付け、床面積が33㎡を超える増築、門扉や塀等の工事、造園工事、シロアリ駆除等防虫工事、下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽接続のための工事

4 助成額

助成金の額は20万円です。若干名を先着順にて受付を行い、定員になり次第締め切らせていただきます。

5 注意事項

交付決定前に工事着手した場合は、助成対象になりません。必ず、交付決定通知が届いてから工事を始めてください。

【問合せ先】 都市建設課 ☎ 240-7115

健康増進課から予防接種のお知らせ

10月から水痘ワクチン及び成人用肺炎球菌ワクチンが 定期接種となります

対象者の方には予診票を
9月下旬に送付します!



水痘ワクチン

【対象者】 1歳～2歳児（2回接種）

【経過措置対象者】 3歳～4歳児（1回接種）ただし、平成26年度に限りです。

※全額助成します。既に水痘に罹患したことがある者は接種対象外です。また、任意接種として既に接種を受けたことがある方は既に接種した回数分の接種を受けたものとみなします。

成人用肺炎球菌ワクチン

【対象者】 ①65歳の方

②60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方（身体障害者手帳内部障害1級に相当する方）。

【経過措置対象者】 平成26年度中に下記の年齢になる方。

70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、101歳以上

※助成額2,000円。ただし、既に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は対象外。また、65歳以上で上記年齢以外の方には町独自の助成（2,000円）があります。ご希望の方は健康増進課までご連絡ください。

接種料金は医療機関によって異なります。医療機関には2,000円分を差し引いた額をお支払ください。

【問合せ先】 健康増進課 ☎ 240-7134

茨城県安全なまちづくり条例が 一部改正されました

茨城県内で自動車盗難が多発しています。このため、県では条例を改正し、自動車窃盗目的等でのイモビカッター等の所持等を禁止しました。

違反した場合は、3月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられます。



【問合せ先】 茨城県生活文化課安全なまちづくり推進課
☎ 029-301-2842